

官報

号外

令和四年十二月八日

○第二百十回 衆議院會議録 第十四号

令和四年十二月八日(木曜日)

議事日程 第十二号

令和四年十二月八日

午後一時開議

第一 地方自治法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 地方自治法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより會議を開きます。

○議長(細田博之君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

日程第一 地方自治法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

○議長(細田博之君) 日程第一、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の趣旨弁明を許します。総務委員長浮島智子君。

地方自治法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○浮島智子君登壇

○浮島智子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、地方議会議員のなり手不足など、地方議会が現に直面する課題に適切に対応するため、地方議会議員に係る請負に関する規制について、請負の定義を明確化するとともに、議員個人による請負に関する規制を緩和することとしております。

す。

また、災害等の場合における地方議会の開会の日の変更に関する規定を整備するほか、立候補に伴う休暇等に係る政府の措置等について定めることとしております。

本案は、去る六日、総務委員会におきまして、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、地方議会における多様な人材の確保及び地方議会のオンライン開催に関する件について決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○佐々木紀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 佐々木紀君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出) 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出)

する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長稲田朋美君。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び同報告書 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○稲田朋美君登壇

○稲田朋美君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案は、社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を延長する等の措置を講ずるほか、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止め請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

次に、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案は、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全す

るための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講じようとするものであります。

○本村伸子君 日本共産党を代表して、消費者契約法等一部改正案に賛成、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対し反対の討論を行います。(拍手)

統一協会は、半世紀にわたり、違法な霊感商法、高額献金で人々の財産を収奪し、一人一人の人生を壊すなど、被害を広げてきました。これを放置してきた政府の責任は重大です。

統一協会が被害者、この間の野党国対ヒアリングなどを通じて、被害が信者にとどまらず、その家族や子供にまで及ぶという、その深刻さ、異常さが明らかになりました。こうした被害を二度と引き起こさないようにすることが政府に求められました。これは、統一協会と政府・自民党の癒着の徹底解明と一掃の課題とともに、今国会の重要な責務です。

ところで、政府が提出した法案は、その審議の最初から、統一協会の被害実態からすると不足しているところがある。被害者救済に携わってきた参考人から指摘されました。なぜこのような法案しか出せないのでしょうか。それは、政府・自民党が統一協会との長年にわたる癒着、持ちつ持たれつ関係に正面から向き合おうとしないことその原因があると言わざるを得ません。

新法に求められているのは、統一協会の被害の中心であるマインドコントロール下で行われている献金を禁止する法律になるかどうかです。この点で政府案は極めて不十分です。

とりわけ、禁止行為、四条六号の、寄附に際して、不利益を回避するための寄附が必要不可欠なことを告げ、困惑させてはならないとの要件は、統一協会の被害実態に合っており、救済の範囲を狭めています。

補うものとして、自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにするとの配慮義務が盛り込まれましたが、参

考人からは、配慮義務だけではほとんど役に立たない、禁止行為とするべきとの指摘がなされました。この意見を受け止め、被害救済と再発防止のための実効あるものに修正するべきです。

我が党は、本日、委員会では修正案を提案いたしました。

第一に、マインドコントロール下で献金をした場合に適用する規制を設けることです。

統一協会は、高額献金を求めることも秘匿し、正体を隠し、自由な意思決定ができない状態にし、教義の実践として献金などをさせます。信者は困惑せず、教義への確信、使命感などから進んで寄附を行っているケースに対処するべきです。

第二に、配慮義務規定全体を禁止規定とすることです。

配慮義務として、寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、正体を隠して寄附金の使途を誤解させることは、当然禁止されるべきです。

被害者の方々や被害救済に取り組む弁護団、統一協会二世の方々への声に応えるためには、少なくとも、我が党の修正案の実現が必要です。極めて不十分な法律をそのまま採決することは認められません。

最後に、自民党と統一協会の癒着の解明、癒着の一掃の徹底を強く求めます。統一協会のイベントに参加し、祝電を送り、広告塔の役割を果たしてきた政治家の責任は重大です。

さらに、統一協会の解散命令請求は必要不可欠です。政府は質問権を行使し、あした回答期限ですが、統一協会の側が違法行為を裏づける新たな事実を答えない場合でも、判決などで統一協会の法令違反の組織性、悪質性、継続性は明らかであり、速やかに解散命令請求に踏み切るべきです。

以上を指摘し、反対討論といたします。(拍手)

○議長(細田博之君) 柿沢未途君。

○柿沢未途君 私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

今回の法律案の立案及び審議の道のりは、国会の歴史上でも画期的なものとなりました。

旧統一協会をめぐる被害の実態が改めてクローズアップされ、その中で、家庭崩壊や破産に至るような多額の寄附をさせられ、ゆがんだ宗教教義やそれに基づく家族内の虐待とも言える行為に子供たちが苦しめられている深刻な状況に関心が高まりました。

これらを受けて、与党、野党それぞれの議論が行われ、それがいわば合流する形で、臨時国会開会後、自民、公明、立憲民主、維新の与野党協議会が設置されました。正式な会議だけでも九回にわたる法律案に関する協議が行われ、加えて、他の党派からも国会審議その他で御意見をいただき、それらを最大限取り込んだ形で今回の内閣提出二法律案が立案されました。

法律案の国会提出後も、被害救済のためにより実効性を持たせた内容とすべく、寄附の勧誘に際しての配慮義務に関する追加的な条文を盛り込んだのを始め、最後の最後まで政党間協議による修正が加えられました。その結果、憲法上認められた個人の財産権や信教の自由を侵害することを避けつつ、宗教教義等を隠れみのとして財産を巻き上げるような悪質な寄附等の勧誘行為を規制、抑止し、被害の防止、被害者の救済に資する内容の法律案になったと考えます。

限られた会期の中で、与野党が互いに提案と歩み寄りを重ねながら、政府実務者も不眠不休とも言える努力を続けました。国会における審議日程も工夫を重ね、こうして採決を迎えたのも画期的だと思えます。ここまでの道のりに関わられた全

○議長(細田博之君) 柿沢未途君。

以上を指摘し、反対討論といたします。(拍手)

○議長(細田博之君) 柿沢未途君。

ての皆様は敬意を表する次第です。
以上を申し上げた上で、両法律案に賛成する理由を述べます。

第一に、被害者救済に資する内容となっている点です。

これまでの靈感商法に係る取消権の規定は、旧統一教会の問題等で明らかになった被害の実態と合っていないという課題がありました。これに対し、消費者契約法の改正で靈感商法に係る取消権の範囲の拡大やその行使期間の延長を行うとともに、新法で消費者契約法の対象とならない寄附についても取消権を措置し、消費者契約法と相まって、被害の回復を図れるようになります。また、新法で寄附の勧誘に当たっての配慮義務を創設することで、不当な勧誘が行われた場合の不法行為の認定やそれに基づく損害賠償請求が容易となります。

さらに、旧統一教会問題においては、本人のみならず、その家族が被害の深刻性についても指摘されています。いわゆる宗教二世等の問題です。この点、新法では、子供や配偶者等が扶養債権に基づき寄附者本人の取消権を代位行使しやすくなることや、寄附の勧誘に当たって、多額の寄附で本人や家族の生活の維持を困難にすることがないよう配慮義務が措置されており、加えて、被害に遭われた方々が実際に被害回復を行いやすくなるために、改正法においては独立行政法人国民生活センターが行うADRの迅速化、新法においては法テラスと関係機関が連携した相談体制の整備等、より実効的な被害救済が図られることが期待されます。

第二に、新法は、被害防止に資するものとなっています。
旧統一教会の問題の特徴として、多額の寄附で寄附者やその家族の生活の維持が困難となるという実態が見られ、また、正体を隠して接近したり、寄附者をいわゆるマインドコントロール下に置く状況をつくり出すといった手口が問題視されています。

ています。このような被害実態を踏まえ、新法では、社会的に許容し難い悪質な寄附の勧誘行為を禁止し、これに対する警告、命令等の行政上の措置を導入するとともに、行政処分違反した場合の罰則も設けております。

このように新たに行政上の措置等を導入することによって不当な寄附の勧誘による被害の未然防止機能を強化することで、取消権等の民事ルールによる被害救済手段と相まって、寄附の勧誘を受ける者の保護を実効的に図ることが期待されます。

以上、両法律案に賛成する主な理由を申し述べました。

両法律案は、被害をもたらすような社会的問題のある法人等による悪質な寄附等の勧誘を排除しつつも、社会において重要な役割を果たしている歴史と伝統ある宗教法人や公益法人、NPO法人等が運営等のための寄附を募る行為を決して萎縮させることがないよう、むしろ、寄附文化の醸成が促進されるような配慮がなされております。

その点を申し添えた上で、この間の一連の経過を踏まえて、党派を超えた議員各位の幅広い御賛同を賜りますことをお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(細田博之君) 森田俊和君。
(森田俊和君登壇)

○森田俊和君 立憲民主党の森田俊和でございます。議題となりました法律案につきまして、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

七月の銃撃事件以降、立憲民主党は、いち早く旧統一教会被害対策本部を立ち上げ、宗教二世や元信者の被害者の皆さん、弁護団の皆さんから被害の実態を伺ってまいりました。

小川さゆりさんは、御家庭が寄附を続けていたことから経済的な困窮状態で、学校ではいじめの被害に遭われていました。学生時代などのバイト

代の約二百万円も親に没収され、同じ時期に親は高額の寄附をしていました。旧統一教会による苦しみからこれからの子供たちを救いたいと、与野党のヒアリングに参加し、被害を訴えてこられました。

橋田達夫さんは、元妻が入信し、合計約一億円の高額献金をめぐり夫婦間でけんかが絶えず、離婚せざるを得なくなり、家庭は崩壊し、息子さんは自ら命を絶たれております。橋田さんも、これからの子供たちを同じような旧統一教会による被害に遭わせたくないとして訴えておられます。

小川さんや橋田さんの被害は珍しい事例ではありません。マインドコントロールにより合理的な判断ができなくなり、御自身の生活や御家族を犠牲にするほどの献金をしてしまう、そのような被害が、旧統一教会に関連し、過去三十年以上、多数、繰り返して発生しているのです。

このような状況を立法府がこれ以上無視するわけにはいきません。必ず救済につなげる、その決意を持って、国会の閉会中から立憲民主党は五十回以上の会合を連日開催し、日本維新の会との共同提出で十月十七日に悪質献金被害救済法案を提出しました。

法案を提出した当初、政府は、今国会には消費契約法等の改正しか提出しない、本命である悪質な高額寄附に対応する法案は今国会には出さないとの方針でした。しかし、今国会で法案が成立しなければ来年になってしまふ、そんなわけにはいかない。立憲民主党と日本維新の会が与野党協議や幹事長会談などを通じて粘り強く働きかけたことで、ようやく政府から法案が提出されました。

今回、政府の法案は、旧統一教会などの悪質献金等被害の予防、救済の実効性確保の観点から、配慮義務規定に報告や公表が追加されるなど一定の前進はありましたが、寄附の取消し要件が厳しく、立証が困難であること、マインドコントロールの影響を受けた本人が権利を請求するには時効

が短過ぎること、本人や家族の救済手段である債権者代位権の行使は現実的ではないことなど、十分な点が残されています。

しかし、三十年もの長きにわたり政治も行政も問題を放置してきたことを反省し、まずは今回の法案を最初の一步、歴史的な一歩とし、今後の予防、救済策の実効性を向上させなければなりません。私たちの議員立法による提案がきっかけとなり、与野党協議が重ねられ、政府による被害者救済法が成立することは、国会のあるべき熟議のモデルとして、歴史に残るものと確信しております。

積み残された課題を必ず前進させるとの決意を持って、また、一日も早く被害者の皆様苦しみを解放されるための対策を実行に移すことを強く要望し、賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(細田博之君) 池畑浩太郎君。
(池畑浩太郎君登壇)

○池畑浩太郎君 日本維新の会、池畑浩太郎でございます。

ただいま議題となりました、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案並びに法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案について、会派を代表して、賛成の立場から討論いたします。(拍手)

安倍晋三元総理が凶弾に倒れた、前代未聞のあの痛ましい事件から五か月が経過いたしました。我々日本維新の会では、事件の背景となった悪質な献金による被害を救済し予防するための法整備が必要であると、早急に専門タスクフォースを立ち上げ、被害者やいわゆる宗教二世、被害者弁護に関わる弁護士、民法に関する学者を始めとする有識者などの意見を伺いながら、党内議論を重ね、十月十七日には、立憲民主党と共同で、特定財産損害誘導行為による被害の防止及び救済等に関する法律案を国会に提出いたしました。

主党及び我が党の四党による与野党協議会の設置が決まり、その後、九回にわたって、我々の考え方を要望、修正点等を主張し、精緻な議論を重ねてまいりました。与党が今国会では現行法の改正が精いっぱいとの姿勢を崩さない中、十一月七日、岸田総理が、政府として新法を今国会中に提出するように最大限努力すると発言されたことを受け、与野党協議会と並行して幹事長会談も数回開催され、十一月十八日には消費者契約法等改正法案、十二月一日には寄附不当勧誘防止法案が国会に提出されました。

元々は問題の先送りをするつもりだった政府・与党を突き動かし、本日、こうして現行法の改正そして新法が本院で採決を迎えることが可能になったのは、被害者当事者の切実な声、被害者弁護団の意見表明、国会がしっかりと機能を果たすべきとの多くの国民の声であることは論をまちませんが、我々日本維新の会と立憲民主党がそうした声にお応えし、共同で具体的な法案を提出し、粘り強く建設的な提案を続けたことが大きな一助となったと自負しております。

提出された閣法では、これまで我々が主要な論点として主張し要望してきた項目については、その一部が反映されました。

具体的に言えば、被害者や家族の救済を図る観点からの、マインドコントロールに陥れることを含む社会的に許容されない悪質な行為に対する規制、それによってなされた寄附の意思表示の取消しや、子供や配偶者などの家族の被害を救済する措置、被害を防止する観点からの、寄附における上限目安の設定、行政処分にとどまらない刑事罰の導入、相談体制の整備などがあります。

個々の項目の内容については、我々が提出した法案と比べて不十分ではあるものの、この法案が、旧統一教会だけでなく全ての法人等、つまり、適正に運営されている宗教法人や特定非営利法人などを始め広く団体一般も対象になり得ること、憲法上の宗教の自由や財産権や自己決定権な

どの制約があることも十分に理解をしています。その上で、社会的に許容されない悪質な勧誘行為を禁止するために、バランスを取りながら、少しでも実効性を高めるという観点から、与野党でぎりの議論、調整を行い、国会提出後も、我が党の主張のつとり、配慮規定について行政措置を適用することとしたこと、十分に配慮しなければならぬとしたこと、検討事項を三年から二年に見直した点等、修正もなされました。また、附帯決議においても、我が党が要求した項目をほぼ全て盛り込むことができました。

以上の観点から、我が党としては、内容としては満点ではないものの、ゼロという結果よりも、少しでも今より前進する足跡をしっかりと残していくことが政治の責任であるとの判断により、本案に賛成するものであります。

最後に、これまでの与野党協議会における与野党の実務者、そして何より消費者庁を始めとする関係省庁の皆様御尽力に改めて感謝を申し上げます。同時に、日本維新の会は、今後とも、被害者救済に向けてなお残る課題について率先して国会審議をリードしていくことを申し上げ、賛成討論いたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(細田博之君) 田中健君。

(田中健君登壇)

○田中健君 国民民主党の田中健です。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案並びに法人等による寄附の不当勧誘の防止等に関する法律案に賛成の立場で討論をいたします。(拍手)

本年七月八日に起きた安倍晋三元首相の銃撃事件。その後、旧統一教会の問題が明らかになる中、主に二つの論点に焦点が当たりました。一つは、献金被害に遭った家族をどう救済するか、もう一つは、旧統一教会という宗教法人を解散させるべきかという議論です。

今回の法案制定の過程で、私たち国民民主党は、与野党協議で、当初から、心理的支配利用に伴う暴力行為による寄附の募集を禁じる規定、家族による損害賠償請求を可能とする民法の特例を創設することを提案してきました。その内容が配慮義務の第三条一号、二号に盛り込まれることになりました。また、三号に関しても、参考にするべきと提案していた公益法人法第十七条三号にある、財産の使途について誤認させるおそれのある行為を基に配慮義務がつくられたと聞いています。

このように、新法の骨格は、国民民主党が与野党協議で提案した考え方を反映したものになっています。もちろん、完璧なものではなく、多くの課題は残りますが、今できる限りの対策を盛り込み、契約だけでなく単独行為も対象とするなど、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護、そして被害者の救済が前進したと考え、賛成することといたしました。

今回の新法案が分かったら、寄附の禁止行為と配慮義務が別々であるがごとく議論をされてきたことです。寄附募集に当たっては、規範となる配慮義務という大枠の中に、特に悪質である禁止行為を定め、違反した場合の罰則規定を設けたという枠組みです。そもそも、配慮義務の内容自体も行ってはいけないことであります。だからこそ、配慮義務に違反して寄附を集めることが民法七百九条の不法行為に当たり、同条に基づく損害賠償請求対象となり得ること、そして、寄附により生活が困難になった配偶者や扶養親族も被害者として民法七百九条の不法行為による損害賠償請求の当事者となり得ることを質疑の中で明らかにしました。

また、第三条二号、家族への配慮義務違反は、宗教法人法第八十一条一項一号の法令違反に当たり、正体隠しや身分を偽っての伝道は、第三条三号、配慮義務違反になると同時に、宗教法人法八

十一条一項二号の宗教団体の目的を著しく逸脱した行為に当たるとも明らかとなりました。つまり、新法第三条に定める配慮義務に違反して寄附を集めることが組織的、継続的、悪質な形で行われた場合には、宗教法人法八十一条一項に基づく解散命令の対象になり得ることです。今回の新法と宗教法人法がしっかりと連携していることが分かります。

他方、債権者代位権の特例をつくって家族の救済措置を広げたこと、将来の教育費などについても返金を求めることができるようになることは評価しますが、一方、特別代理人の選任の壁、扶養義務の範囲が狭いこと、無資力要件があるため取り戻せる額が限定されることが課題として挙げられています。債権者代位制度の実効性を検証すること、親等の無資力要件の適用について家族の状況等を踏まえて柔軟に対応することを求めます。

新法案は、寄附を対象としたことで、つばを売る等の売買には適用とならず、問題となっている霊感商法は現行の消費者契約法の取消しでしか対応できません。今後の見直しの際には、広く心理的支配を作出及び利用することを禁ずる規定を刑法に定めることも視野に入れ、その際には、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律と関連づけることも併せて検討することを求めます。

さらに、法テラスの機能強化に当たっては、法テラスが利用者に負担を求める立替え償還制度となっており、困窮した配偶者や未成年の信者二世などの利用はしにくい状況にあります。給付制の導入など、利用者の経済的負担を軽減するための実効的な対策を講ずることを求めます。

最後に、献金をどう扱うかは、自分の財産の使用は自分で決めるという基本的な財産権との衝突をどう回避していくかというのが大きな問題です。

三十年来政治が放置してきた旧統一教会の問題は、この法律が成立したからといって、全てが解決するわけではありません。今後、宗教法人法の改正による献金規制の在り方を議論し、中長期的には、カルト対策の検討会をつくり、本質的な問題解決に迫る体制づくりが不可欠と考えます。その取組を是非皆さんで前に進めていくことを求めて、私の討論といたします。(拍手)

○議長(細田博之君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(細田博之君) これより採決に入ります。まず、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

出席国務大臣

総務大臣 松本 剛明君
国務大臣 河野 太郎君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る六日、内閣から次の報告書を受領した。
東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告

令和四年度第二・四半期における予算使用の状況
令和四年度第二・四半期における国庫の状況
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任

補欠

佐々木 紀君	橋 慶一郎君
新谷 正義君	山口 晋君
中川 貴元君	平沼正二郎君
橋 慶一郎君	佐々木 紀君
平沼正二郎君	中川 貴元君
山口 晋君	新谷 正義君

財務金融委員

辞任

補欠

小田原 潔君	加藤 竜祥君
塩崎 彰久君	土田 慎君
若林 健太君	東 国幹君
藤岡 隆雄君	米山 隆一君
岬 麻紀君	足立 康史君
東 国幹君	若林 健太君
加藤 竜祥君	小田原 潔君
土田 慎君	塩崎 彰久君
米山 隆一君	藤岡 隆雄君
足立 康史君	岬 麻紀君

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
厚生労働委員

辞任

補欠

小泉進次郎君	山口 晋君
高村 正大君	東 国幹君
土田 慎君	西野 太亮君
吉田 統彦君	吉田はるみ君
古屋 範子君	福重 隆浩君
吉田久美子君	平林 晃君
田中 健君	齋藤アレックス君
東 国幹君	高村 正大君
西野 太亮君	土田 慎君
山口 晋君	小泉進次郎君
吉田はるみ君	吉田 統彦君
平林 晃君	吉田久美子君
福重 隆浩君	古屋 範子君
齋藤アレックス君	田中 健君

(理事補欠選任)

一、去る六日、消費者問題に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 宮崎 政久君(理事堀内詔子君去る六日理事辞任につきその補欠)
理事 山井 和則君(理事山田勝彦君去る六日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

上杉謙太郎君	中曽根康隆君
田畑 裕明君	東 国幹君
堀内 詔子君	渡辺 孝一君
山田 勝彦君	石川 香織君
中曽根康隆君	穂坂 泰君
東 国幹君	田畑 裕明君
穂坂 泰君	上杉謙太郎君

一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

勝目 康君	岩屋 毅君
熊田 裕通君	大塚 拓君
斎藤 洋明君	山口 晋君
中西 健治君	逢沢 一郎君
穂坂 泰君	上杉謙太郎君
逢沢 一郎君	中西 健治君
岩屋 毅君	勝目 康君
上杉謙太郎君	大塚 拓君
山口 晋君	熊田 裕通君
逢沢 一郎君	斎藤 洋明君

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

武部 新君	津島 淳君
西銘恒三郎君	若林 健太君
小川 淳也君	新垣 邦男君
津島 淳君	武部 新君
若林 健太君	西銘恒三郎君
新垣 邦男君	小川 淳也君

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

上杉謙太郎君	川崎ひとと君
長谷川淳二君	西野 太亮君
青山 大人君	長妻 昭君
井坂 信彦君	西村智奈美君
浅川 義治君	前川 清成君
川崎ひとと君	上田 英俊君
西村智奈美君	堀場 幸子君
前川 清成君	松本 尚君
上田 英俊君	長谷川淳二君
堀場 幸子君	上杉謙太郎君
松本 尚君	青山 大人君

柚木 道義君 井坂 信彦君
堀場 幸子君 浅川 義治君

のとおりである。
義務教育学校に関する質問主意書(井坂信彦君提出)
動物の多頭飼育崩壊に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

(情報監視審査会委員宣誓)
一、去る六日、衆議院情報監視審査会規程第四条第一項の規定により、次の情報監視審査会委員が宣誓を行った。

伊藤 達也君

(議案提出)
一、去る六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

地方自治法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

一、昨日、議員から提出した議案は次のとおりである。

子育て、若者緊急支援法案(青柳仁士君外八名提出)

(議案受領)

一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

規制の新設等に際し規制の総量の削減の実施を確保する制度の導入に関する法律案

(議案付託)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出第二三三号)

以上二件 消費者問題に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、昨日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方自治法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

(質問書提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

技術研究組合国際廃炉研究開発機構(IIRD)に関する質問主意書(堀場雄基君提出)
地域公共交通の見直しに関する質問主意書(梅谷守君提出)

(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員徳永久志君提出「昨今の梅毒の感染拡大に関する質問に対する答弁書」
衆議院議員徳永久志君提出「子宮頸がんの早期発見に関する質問に対する答弁書」

令和四年十一月二十四日提出
質問 第三二二号

昨今の梅毒の感染拡大に関する質問主意書
提出者 徳永 久志

昨今の梅毒の感染拡大に関する質問主意書
国立感染症研究所の「感染症週報二〇二二年第四十二週(令和四年十一月七日発行)によると、梅毒について、二〇二二年第一、四十二週(二〇二二年一月三日～十月二十三日、二〇二二年十月二十六日週報集計時点)に診断された症例報告数は一万四千九百九十一例であり、感染症法が施行された一九九九年以来初めて一万例を上回った。これは感染症法施行以降、年間報告数が過去最多であった二〇二二年の同期間における報告数六千三百三十一例(二〇二二年十月二十七日週報集計時点と比較しても、約一・七倍と高い水準であった)ことが示されている。

この増加の背景として、SNSやマッチングアプリなどを通じて不特定多数の人と出会い、性行為に至ることが感染拡大の要因の一つとなつておるとの指摘もある。しかしながら、SNS上では梅毒がどんな病気、どんな症状が出るのかを「あまり知らない」という声も少なくない。

梅毒の症状は、通常、感染から「三週間後」「三カ月後」「三年後」の三期に分類される。感染から

三週間後の第一期では、陰部・くちびる等の感染した部位に、小さなしこりや潰瘍ができ、股の付け根部分のリンパ節にも腫れが生じる。しかし、これらの症状は痛みや痒みが無く、放置しても二、三週間間で消えてしまう。このような症状が出たとしても、いつのまにか治ったと勘違いし、あるいは感染に気付かないまま、性交渉を行うことで、感染拡大を引き起こしてしまうケースも否定できない。

感染を自覚していないまま妊娠したり、妊娠中に感染した場合、胎児に梅毒トレポネーマが侵入し、先天的に病気を患ってしまう先天梅毒のケースもある。乳幼児期には問題がなくても、学童期になつてから難聴や角膜炎などを起こすこともあり、長きにわたつて子どもに影響を与えることになるため、妊娠前に感染の有無を調べておくべきことは推奨されるべきであろう。梅毒に感染した母体が無治療の場合、四十％は流産や死産となるという指摘もある。

昨年、ベンジルペンシリンベンザチン筋肉注射薬(ステルス水溶性懸濁筋注)が厚生労働省により承認され、一回の注射で梅毒が完治する治療法が日本でも実施できることになった。梅毒への感染が疑われる者が機会を得て検査を受けること、かかる最新の治療を行うことなどで、その感染拡大は防止できると思われる。現在、国立感染症研究所は感染者数が一万人を超えたと発表しているものの、そもそも感染したという自覚がないため、実際の感染者数はその数倍であると指摘する医師もいる。このような見えざる感染者の存在が感染拡大の主因であろう。また、梅毒に感染した初期は、梅毒トレポネーマが感染部位にとどまっているものの、感染に気付かず放置すると血流に乗って全身へ移行し、神経や目といった部分にまで影響が出ることになる。「不安な行為があつた人はもちろん、パートナーがいたり、結婚や子どもを作るなど、人生の節目検診もお勧めした

い」と積極的な検査を呼びかける声もある。

右を踏まえて、以下質問する。

一 昨今の梅毒の感染拡大の要因となるものについて政府の見解如何。

二 一に關連して、梅毒の感染拡大は都市部で生じていると考えてよいのか。

三 男性の方が感染者の比率が高い理由をどのよう考えるのか。政府の見解如何。

四 梅毒の感染者における風俗業に従事する者の割合はどの程度か。直近の三年についての事例を示しつつ、政府の把握しているところを示されたい。また梅毒の感染者における風俗業に従事する者の割合と昨今の梅毒の感染拡大との因果關係を示されたい。

五 梅毒は感染を早期に把握することが肝要であると考えが、現在、政府の行っていることは自治体の保健所などにおいて無料で検査できるなどの啓蒙活動に限定されるように思われる。現時点での梅毒の感染拡大防止に関する政府の取組みを具体的に示されたい。

六 梅毒の感染拡大を防止するためには、政府は簡単にセルフチェックできる自己検査キットの無料配布、もしくは、自治体における自己検査キットなどの無料配布事業への支援を行うことが必要だと思われるが、政府の見解如何。

七 梅毒の感染が疑われる者が医師による診察を受けやすい体制を整えることも重要であると思われるが、政府はどのようにすべきだと考えるのか。政府の見解如何。

内閣衆質二一〇第三二号

令和四年十二月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員徳永久志君提出昨今の梅毒の感染拡大に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和四年十二月八日 衆議院会議録第十四号

議長長の報告

(別紙)

衆議院議員徳永久志君提出昨今の梅毒の感染拡大に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、国立感染症研究所が公表している「感染症発生動向調査週報(二千二百二十四年第四十二週(第四十二号)(以下「週報」という。))において、「梅毒の報告数は二千九百九十二人(二十一年には減少したものの、二十二年からは再び増加している。報告都道府県としては東京都と大阪府が特に多いが、報告数の増加は全国的にみられる。近年の増加の背景として、男女の異性間性的接触による報告数増加が認められる」と及び「二十万人当たり報告数の上位五位は、東京都(二十一・三)、大阪府(十五・五)、広島県(十二・八)、熊本県(八・六)、香川県(八・三)であった」と示されているとおりである。

三について

お尋ねの「男性の方が感染者の比率が高い理由」については、様々な要因が考えられるため、一概にお答えすることが困難である。なお、週報によると、令和四年第一週から第四十二週までに梅毒と診断された症例の五歳ごとの年齢群別年齢分布において、女性は二十歳代に多く報告されているが、男性は二十歳から五十四歳までの幅広い年齢群で多く報告されていること、国立感染症研究所が公表している「日本の梅毒症例の動向について(二千二十二年第三四半期・二千二十二年十月五日現在)」によると、梅毒と診断された症例のうち、「直近六か月以内の「性風俗産業」の「従事歴あり」のもの及び「利用歴あり」のもの」のものの合計について、女性よりも男性の方が多く報告されていること並びに週報によると、男性については、「同性間性的接触」により感染する症例も一定数含まれていると報告されていることは承知している。

四について

前段のお尋ねについては、四半期ごとに国立感染症研究所が公表している「日本の梅毒症例の動向について」によると、梅毒と診断された症例に占める「直近六か月以内」の「性風俗産業」の「従事歴あり」のものとの割合は、平成三十一年第一四半期において男性は二パーセント、女性は三十一パーセント、令和二年第一四半期において男性は二パーセント、女性は三十二パーセント、令和三年第一四半期において男性は二パーセント、女性は三十七パーセントとなっている。

後段のお尋ねについては、前段でお答えしたデータと一及び二についてでお答えした「報告数の増加」との因果關係は明らかになつていないと考えている。

五について

お尋ねについては、保健所における検査の実施に対する補助のほか、相談窓口の開設、普及啓発の取組に対する補助、リーフレットの作成及び配布等を行っている。また、政府広報として作成している梅毒を含む性感染症の早期発見と治療の重要性を説明する動画についても、最新の情報に基づき令和四年十月三十一日から公開したところである。

六について

梅毒に感染していると疑われる者等が梅毒に係る検査キットの使用等により自ら行う検査については、その検査方法の妥当性について、十分な科学的知見が得られておらず、現時点では、お尋ねのような「自己検査キットの無料配布」や「自治体における自己検査キットなどの無料配布事業への支援」を行うことは考えていない。

七について

お尋ねについては、「性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成三十年厚生労働省告示第十号)において、「国及び都道府県等は、特に若

年層等が性感染症に關して受診しやすい医療体制の整備等の環境作りとともに、保健所等における検査から、受診及び治療に結び付けられる体制作りを推進することが重要である。また、検査や治療について分かりやすい資料等を作成し、NGO等の協力により普及啓発を行うことが重要であり、国及び都道府県等は、その普及啓発を支援していくことが重要である」として

いるとおりである。

令和四年十一月二十四日提出
質問 第三三三号

子宮頸がんの早期発見に関する質問主意書

提出者 徳永 久志

子宮頸がんの早期発見に関する質問主意書
日本産科婦人科学会はホームページで、「子宮下部の管状の部分を子宮頸部、子宮上部の袋状の部分を子宮体部と呼び、それぞれの部位に生じるがんを子宮頸がん、子宮体がんといいます。子宮頸がんは子宮がんのうち約七割程度を占めます。以前は発症のピークが四十〜五十歳代でしたが、最近では二十〜三十歳代の若い女性に増えてきており、三十歳代後半がピーク」であると示している。「国内では、毎年約一万人の女性が子宮頸がんにかかり、約三千人が死亡しており、また二〇〇〇年以後、患者数も死亡率も増加しています」と警鐘を鳴らしている。

また国立がん研究センターは「子宮の入り口である子宮頸部から発生するがんです。そのほとんどはヒトパピローマウイルスという性交渉で移るウイルスの持続感染によるもので、「初期には自覚症状が全くないため、子宮頸がんの検診を受けることが早期発見には非常に重要である」としている。
検査について日本産科婦人科学会は「子宮の入り口付近の頸部をブラシなどで擦って細胞を集

め、顕微鏡でがん細胞や前がん病変の細胞を見つけて細胞診検査を行います。この検査を子宮頸がん検診と呼びます。出血などの症状がなくても、二十歳を過ぎたら、二年に一回の子宮頸がんの検診を受けましょう」と検査を受けることを推奨している。

二〇二〇年三月、国立がん研究センターの社会と健康研究センターは、「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン更新版」を公表し、その中で、細胞診検査、HPV検査を含んだ検査について対象年齢・検診間隔を併せて検討し、推奨グレードを決定し、ガイドラインを示している。ここでは、主として細胞診単独法（従来法・液状検体法（推奨グレードA））とHPV検査単独法（推奨グレードA）の二つの方法が示されている。細胞診単独法では「検診対象は二十歳から六十九歳、検診間隔は二年が望ましい」。検体は医師採取のみとし、自己採取は認めない」とし、HPV検査単独法では「検診対象は三十歳から六十歳、検診間隔は五年が望ましい。検体は医師採取を原則とする」としている。

このように日本産科婦人科学会によるホームページによる発信や国立がん研究センターなどでガイドラインが策定されているものの、十分に子宮頸がんの早期発見の重要性について認識されているとはいえない。子宮頸がんの早期発見による治療率はほぼ100%であり、たとえ子宮頸がんウイルスに感染したとしても早期発見して適切な治療を受けることで、そのあとの妊娠も望むことができる。子宮頸がんの早期発見の重要性は論を俟たないものである。

右を踏まえて、以下質問する。

一 子宮頸がんによる年間の死亡者数はどの程度か。直近の三年についての事例を示しつつ、政府の把握しているところを示されたい。

二 子宮頸がんの検査に関して、細胞診単独法、HPV検査単独法はどの程度の割合か。直近の

三年についての事例を示しつつ、政府の把握しているところを示されたい。

三 二に関連して、それぞれの検査はどの程度の自治体で行われているのか。直近の三年についての事例を示しつつ、政府の把握しているところを示されたい。

四 子宮頸がんウイルスに感染していることを早期に把握することが肝要であると考えますが、現在、自治体の健康診断に併せて検査するなどに限定されるように思われる。子宮頸がん検査の受診率を高めるためにはどのような方策が効果的だと思われるのか。政府の見解を如何。

五 埼玉県志木市や東京都調布市では子宮頸がん検査の受診率を高めるため、啓蒙活動の一環としてHPVウイルスの有無を調べるセルフチェック検査キットの無料配布を行っている。HPVワクチン接種ができなかった世代、また子育てなどが多忙で検診に行けない二十歳から三十歳代の検診対象者において、調布市では三百人を想定したところが、倍となる六百人の応募があったと承知している。子宮頸がんの早期発見のためには、政府は簡単にセルフチェックできる自己検査キットの無料配布、もしくは、自治体における自己検査キットなどの無料配布事業への支援を行うことが必要だと思われるが、政府の見解を如何。

六 子宮頸がんの早期発見のためには、学校教育での取組みも欠かせないと考える。現在、政府は、子宮頸がんの早期発見がほぼ100%の治癒につながることを、たとえ子宮頸がんウイルスに感染しても早期に発見して適切な治療を受けることで妊娠が望めることなどを啓発すべきであると中学、高校などでの取組みを支援しているのか。していないとすれば支援すべきではないか。政府の見解を如何。

内閣衆質二一〇第三号
令和四年十二月六日

衆議院議員 細田 博之 文雄

衆議院議員徳永久志君提出子宮頸がんの早期発見に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員徳永久志君提出子宮頸がんの早期発見に関する質問に対する答弁書

一 人口動態統計によると、子宮頸がんによる年間の死亡者数は、令和元年が二千九百二十一人、令和二年が二千八百八十七人、令和三年が二千八百九十四人である。

二 及び三について
お尋ねの「細胞診単独法」及び「HPV検査単独法（以下これらを合わせて「単独法」という。）については、市区町村において実施されている割合及び実施している市区町村の数は把握していない。なお、厚生労働省において国立研究開発法人国立がん研究センターに委託して行った「市区町村におけるがん検診の実施状況調査」によると、単独法と併用法（令和二年に同センターの社会と健康研究センターが作成した「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン更新版」（以下「ガイドライン」という。）における「細胞診・HPV検査併用法をいう。）を区分した集計は行われていないが、「細胞診（従来法）」（以下「従来法」という。）及び「細胞診（液状検体法）」（以下「液状検体法」という。）については、令和元年度は、従来法が二百六十三市区町村、液状検体法が八百七十七市区町村、令和二年度は、従来法が二百二十一市区町村、液状検体法が九百七十七市区町村、令和三年度は、従来法が千三百三十三市区町村、液状検体法が千七百七十七市区町村で実施されており、また、「HPV検査」

については、令和元年度は百九十三市区町村、令和二年度は二百三十六市区町村、令和三年度は二百三十九市区町村で実施されている。

四について

厚生労働省においては、これまで、初めて子宮頸がん検診の受診対象となった者に対し、クーポン券や検診手帳の配布を行うとともに、地方公共団体と連携したより科学的かつ効果的な受診勧奨の方策について、「がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業」を行ってきたところである。また、子宮頸がんは二十歳代から罹患率が上昇するものの、二十歳代の子宮頸がん検診の受診率が特に低く、その理由としては、自身が子宮頸がんに罹患するリスクや、子宮頸がん検診の意義に係る知識が不足していることが、「がん検診のあり方に関する検討会」において指摘されていることから、子宮頸がんの早期発見及び早期治療のためには、若年層に対する子宮頸がん検診の受診勧奨を推進することも重要であり、今後は、若年層を対象とした受診勧奨に関する好事例の周知も図りつつ、個別の受診勧奨や未受診者に対する再勧奨を含めた子宮頸がん検診の受診率の向上に向けた取組を推進してまいりたい。

五について

ガイドラインにおいては、子宮頸がん検診におけるHPV検査（ガイドラインにおける「HPV検査単独法」及び「細胞診・HPV検査併用法」をいう。）は、「検体は医師採取を原則とする」とされており、また、「HPV検査単独法の自己採取法については、国内でのエビデンスが不足しており、受診率向上につながるか、精密検査以降のプロセスにつながるかなどの「evidence」研究が必要である」とされていることから、現時点では、お尋ねのような「自己検査キットの無料配布や自治体における自己検査キットなどの無料配布事業への支援」を行う

六については、

ことは考えていない。
お尋ねの「中学、高校などでの取組み」については、文部科学省において、各学校でがんに関する教育を行うに当たっての教材を作成し、同教材において子宮頸がん検診について取り上げているほか、厚生労働省において、子宮頸がんに関する基本的な知識の普及啓発のため、リーフレット「小学校六年、高校一年相当の女の子と保護者の方へ大切なお知らせ」を作成する等により支援に努めているところである。

地方自治法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和四年十二月六日

提出者

総務委員長 浮島 智子

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十二条の二中「請負をする者」を「請負(業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価を支払をすべきものをいう。以下この条、第四百二十二条、第八百八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十号において同じ。)をする者(各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。)」に改める。

第一百一条に次の一項を加える。

前項の規定による招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

令和四年十二月八日 衆議院会議録第十四号

地方自治法の一部を改正する法律案

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案

九

議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一百一条の改正規定及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の地方自治法第九十二条の二(同法第二百八十七条の二第七項、第二百九十二条及び第二百九十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する請負をする者及びその支配人に該当した者については、なお従前の例による。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第三条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第七項中「構成員」との下に、「議会の適正な」とあるのは「合併特例区協議会の適正な」とを加える。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

附則第八十六条中地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第十号を同項第十二号とする改正規定の前に次のように加える。

第九十二条の二中「第二百五十二条の二十八第三項第十号」を「第二百五十二条の二十八第三項第十二号」に改める。

(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政府の措置等)

第六条 政府は、事業主に対し、地方公共団体の

議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。

理由

地方公共団体の議会の議員に係る請負に関する規制における請負の定義の明確化及び議員個人による請負に関する規制の緩和をするほか、災害等の場合の地方公共団体の議会の開会の日の変更に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣総理大臣臨時代理 松野 博一

国 務 大 臣

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案

消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「そのままで」は当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができることを「当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままで現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができない」との不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するために、当該消費者契約を締結することが必要不可欠であるに改める。

第七条第一項中「二年間」の下に「同条第三項第六号に係る取消権については、三年間」を、「五年」の下に「同号に係る取消権については、十年」を加える。

第四十条第一項中「消費生活相談」の下に「及び消費者紛争(独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百三十三号)第一条の二第一項に規定する消費者紛争をいう。)」を加える。

(独立行政法人国民生活センター法の一部改正)

第二条 独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「適格消費者団体をいう」の下に「第十条第六号において同じ」を加える。

第三条中「とともに、」を「こと、消費者紛争を予防するための活動を支援すること並びに」に改め、「手続を」の下に「適正かつ迅速に」を加える。

第十条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 適格消費者団体が行う差止請求関係業務(消費者契約法第十三条第一項に規定する差止請求関係業務をいう)の円滑な実施のために必要な援助を行うこと。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(和解仲介手続の計画的実施)

第二十三条の二 委員会は、適正かつ迅速な審

理を実現するため、和解仲介手続を計画的に実施しなければならない。

2 当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、委員会による和解仲介手続の計画的な実施に協力するものとする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(仲裁の手続の計画的実施)

第三十二条の二 委員会は、適正かつ迅速な審理を実現するため、仲裁の手続を計画的に実施しなければならない。

2 当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、委員会による仲裁の手続の計画的な実施に協力するものとする。

第四十二条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、センターは、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称その他の内閣府令で定める事項を公表することができる。

第四十三条の二第一項中「第十条第七号」を「第十条第八号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(消費者契約法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費者契約法(以下この条において「新法」という。)第四条第三項第六号(消費者契約法第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後にされる消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について適用し、同日前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、なお従前の例による。

2 新法第七条第一項の規定は、この法律の施行前にされた消費者契約の申込み又はその承諾の

意思表示に係る取消権についても、適用する。ただし、第一条の規定による改正前の消費者契約法第七条第一項に規定する取消権の効力がこの法律の施行の際既に完成していた場合は、この限りでない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第二十九号中「第七号まで」を「第五号まで、第七号又は第八号」に改める。

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正)

第五条 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第四項中「第十条第七号」を「第十条第八号」に改める。

(消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち消費者契約法第六条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七条第一項中「同条第三項第六号」を「同条第三項第八号」に改める。

附則第九条のうち独立行政法人国民生活セン

ター法第十条第七号の改正規定中「第十条第七号」を「第十条第八号」に改める。

理 由

社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を延長する等の措置を講ずるほか、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 消費者契約法の一部改正

(一) 第四条第三項第六号の規定において掲げる行為(当該行為によつて消費者が困惑し、意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為)を、「当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままで現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができない」との不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避す

るためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げるもの」とすること。

(二) 第四条第三項第六号に係る取消権については、追認をすることができる時から一年間行わないとき、また、消費者契約の締結の時から五年を経過したときは時効によつて消滅するとされているところ、当該期間について、一年間を三年間に、また、五年を十年に延長するものとする。

(三) 独立行政法人国民生活センター(以下「センター」という。)及び地方公共団体は、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に對し、消費者紛争に関する情報を提供することができるものとする。

2 正

(一) センターの目的に消費者紛争を予防するための活動を支援すること等を追加するとともに、センターの業務として、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加すること。

(二) 紛争解決委員会(以下「委員会」という。)は、適正かつ迅速な審理を実現するため、和解仲介手続及び仲裁の手続を計画的に実施しなければならないものとするとともに、当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、委員会による和解仲介手続及び仲裁の手続の計画的な実施に協力するものとする。

(三) センターは、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称等を公表することができるものとする。

3. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党より、個人を寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせ、又は個人がそのような状態に陥っていることに乗じ、寄附の勧誘をした場合の取消権と同様の規定を消費者契約法の中に盛り込むこと等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和四年十二月八日

消費者問題に關する特別委員長 稲田 朋美

衆議院議長 細田 博之殿

〔別紙〕

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、両法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第五条の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。
- 二 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに行政措置の基準を示すとともに、配慮義務の内容についても具体例を示すなどし

て周知すること。

三 効果的に取消権の行使や配慮義務規定の活用ができるようにするため、政府は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（以下「新法」という。）及び消費者契約法改正案の国会における審議を踏まえて、その解釈について、十分な周知をすること。

四 禁止行為の違反に対する法人等への勧告・命令を有効なものとするため、罰則の適用に当たっては、実行者のみが制裁対象となることがないよう併科規定を設けた趣旨を踏まえ、新法の規定内容・趣旨について、関係機関等に対して周知すること。

五 悪質な勧誘行為を受けたことにより、取消権又は債権者代位権を有している者が、実際にはその取消権又は債権者代位権を行使することができない事態が生じないよう、きめ細かな相談体制を構築するとともに、相談体制の整備に留まらず、権利行使の実効性確保に必要な支援措置を十分に講ずること。

六 親権者が寄附をしている場合には未成年の子が債権者代位権を行使することは困難であることから、未成年者の子の援助を充実すること。

七 法テラスの活用については、相談体制を整備するとともに、被害回復に向けた返還請求訴訟等につなげるよう、利用者にとって必要な支援措置を十分講ずること。

八 親族間の問題、心の悩み、宗教二世を含む子どもが抱える問題等の解決に向け、法的支援にとどまらず、心理専門によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなど

の支援体制を構築すること。

九 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに条文解説、Q&Aなどを作成し、ホームページ等において公表すること。また、禁止行為の違反に対する行政措置については、当該措置が十分に機能するよう体制を整備する

こと。

十 消費者契約法については、行政措置を導入して民事ルールと相まって被害の防止・救済を実現しようとする新法の意義や配慮義務その他の規定に係る新法の成立過程における国会での議論も踏まえて、第二百八回国会における附帯決議で求められた、同法の消費者法令における役割を多角的見地から整理し直した上で、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方についての検討をすすめること。

十一 消費者契約法第四十条により、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、適格消費者団体に対し提供する消費者紛争に関する情報を内閣府令で定める際には、消費者取引に関連する幅広い情報が提供できるよう検討すること。

十二 独立行政法人国民生活センターは、独立行政法人国民生活センター法第四十二条第二項による公表について、消費者被害の拡大を防ぐため、事業者の名称を迅速に公表することができるよう体制を整備すること。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案

右国会に提出する。

令和四年十二月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 寄附の勧誘に関する規制
- 第一節 禁止行為（第四条・第五条）
- 第二節 違反に対する措置等（第六条・第七條）
- 第三章 寄附の意思表示の取消し等（第八条―

第十条

第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援（第十一条）

第五章 雑則（第十二条―第十五条）

第六章 罰則（第十六条―第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法人等（法人又は法人でない社團若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「寄附」とは、次に掲げるものをいう。

一 個人（事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。以下同じ。）と法人等との間で締結される次に掲げる契約

イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約（当該財産又はこれと種類、品質及び数量の同じものを返還することを約するものを除く。口において同じ。）

ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約

二 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

（寄附の勧誘を行うに当たつての配慮義務）

第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければなら

一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。

二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族当該個人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。の生活の維持を困難にすることがないようにすること。

三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の使途について誤認させるおそれがないようにすること。

第二章 寄附の勧誘に関する規制

第一節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)

第四条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない。

一 当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。

三 当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に行き、その場所において当該寄附の勧誘をすること。

四 当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外

の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。

五 当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乘じ、当該寄附をしなれば当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

六 当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。

(借入れ等による資金調達のための禁止)

第五条 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。

一 当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地

二 現に当該個人が営む事業(その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。)の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいう。)であつて、当該事業の継続に欠くことのできないもの(前号に掲げるものを除く。)

第二節 違反に対する措置等

(報告)

第六条 内閣総理大臣は、前二条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(勧告及び命令)

第七条 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ、

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第三章 寄附の意思表示の取消し等

(寄附の意思表示の取消し)

第八条 個人は、法人等が寄附の勧誘をするに際し、当該個人に対して第四条各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって寄附に係る契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は単独行為をする旨の意思表示(以下「寄附の意思表示」と総称する。)をしたときは、当該寄附の意思表示(当該寄附が消費者契約消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。第十条第一項第二号において同じ。)に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を除く。次項及び次条において同じ。)を取り消すことができる。

2 前項の規定による寄附の意思表示の取消しは、これをもって善意でかつ過失がない第三者

に対抗することができない。

3 前二項の規定は、法人等が第三者に対し、当該法人等と個人との間における寄附について媒介をすることの委託(以下この項において単に「委託」という。)をし、当該委託を受けた第三者(その第三者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。次項において「受託者等」という。)が個人に対して第一項に規定する行為をした場合について準用する。

4 寄附に係る個人の代理人(復代理人(二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。)を含む。以下この項において同じ。)、法人等の代理人及び受託者等の代理人は、第一項(前項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、それぞれ個人、法人等及び受託者等とみなす。

(取消権の行使期間)

第九条 前条第一項の規定による取消権は、追認をすることができるときから一年間(第四条第六号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、三年間)行わないときは、時効によって消滅する。寄附の意思表示をした時から五年(同号に掲げる行為により困惑したことを理由とする同項の規定による取消権については、十年)を経過したときも、同様とする。

(扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例)

第十条 法人等に寄附(金銭の給付を内容とするものに限る。以下この項において同じ。)をした個人の扶養義務等に係る定期金債権の債権者は、民法第四百二十三条第二項本文の規定にかかわらず、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する次に掲げる権利を行使することができる。

一 第八条第一項の規定による取消権

二 債務者がした寄附に係る消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に係る消費者契約法第四條第三項第一号から第四号まで、第六号又は第八号に係る部分に限る。)(同法第五條第一項において準用する場合を含む。)の規定による取消権

三 前二号の取消権を行使したことにより生ずる寄附による給付の返還請求権

2 前項(第三号に係る部分に限る。)の場合において、同項の扶養義務等に係る定期金債権のうち確定期限が到来していない部分については、民法第四百二十三條の三前段の規定は、適用しない。この場合において、債権者は、当該法人等に当該確定期限が到来していない部分に相当する金額を債務者のために供託させることができる。

3 前項後段の規定により供託をした法人等は、遅滞なく、第一項第三号に掲げる権利を行使した債権者及びその債務者に供託の通知をしななければならない。

4 この条において「扶養義務等に係る定期金債権」とは、次に掲げる義務に係る確定期限の定めのある定期金債権をいう。

一 民法第七百五十二條の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

二 民法第七百六十條の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三 民法第七百六十六條(同法第七百四十九條、第七百七十一條及び第七百八十八條において準用する場合を含む。)の規定による子の監護に関する義務

四 民法第八百七十七條から第八百八十條までの規定による扶養の義務

第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援

第十一条 国は、前条第一項各号に掲げる権利を有する者又は同項若しくは民法第四百二十三條第一項本文の規定によりこれらの権利を行使す

ることができ、その権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならない。

第五章 雑則

(運用上の配慮)

第十二条 この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならない。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第二節及び前条の規定による権限(同条の規定による権限にあつては、国務大臣に対するものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

(命令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

第六章 罰則

第十六条 第七條第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 第六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人等の代表者若しくは管理人又は法人等の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に

対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 法人でない社團又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない社團又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四條(第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第八條第四號第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定

二 第五條、第二章第二節及び第六章の規定並びに附則第四條の規定

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第八條第一項の規定は、この法律の施行の日以後にされる寄附の意思表示(第四條第三号及び第四号に掲げる行為により困惑したことを理由とするものにあつては、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる寄附の意思表示)について適用する。

第三条 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における第十條第一項の規定の適用については、同項第二号中「から第四号まで、第六号又は第八号」とあるのは、「第二号、第四号又は第六号」とする。

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における第十六條の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第六条 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中第二十六号を第二十七号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和四年法律第号)の規定による法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に関すること。

理 由

法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たり、個人の自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること等に配慮しなければならないものとする。なお、この法律において「寄附」とは、個人が法人等に対し、無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約等及び無償で財産上の利益を供与する単独行為をいうものとする。

2 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、不退去等の不当勧誘行為により、寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならないものとする。とともに、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れ等による資金調達を要求してはならないものとする。

3 内閣総理大臣は、寄附の勧誘に関する禁止規定の施行に関し特に必要限度で、法人等に報告を求めることができる。また、違反行為が認められ、引き続き当該行為をするおそれ著しいと認めるときは、当該法人等に対し、必要な措置をとるよう勧告することができるものとする。また、勧告を受けた法人等が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、命令を行うことができる。命令に違反したときは、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。

4 個人は、法人等による一定の不当勧誘行為により困惑し、それによって寄附に係る契約

の申込み等の意思表示をしたときは、当該寄附の意思表示を取り消すことができるものとする。

5 被保全債権が扶養義務等に係る定期金債権である場合、この法律及び消費者契約法に基づく寄附(金銭の寄附のみの取消権、寄附した金銭の返還請求権については、民法第四百二十三条第二項本文の規定にかかわらず、履行期が到来していなくても債権者代位権の行使を可能とする。

6 国は、取消権や債権者代位権の適切な行使により被害回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関等の連携強化による利用しやすい相談体制の整備等、必要な支援に努めなければならないものとする。

7 この法律の運用に当たっては、法人等の活動に寄附が果たす役割の重要性に留意し、信教の自由等に十分配慮しなければならないものとする。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

9 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図るものとして、おおむね妥当なものと認めるが、法人等が寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務を定める第三条の規定について「配慮しなければならない」とあるのを「十分に配慮しなければならない」に改める

とともに、同条を第一章(総則)から第二章(寄附の不当な勧誘の防止)に位置付けるものとする。こと、配慮義務の遵守に係る規定として、内閣総理大臣は、法人等が配慮義務を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれ著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。この規定を創設すること、この法律の規定についての検討に関して、この法律の施行後三年を目途とあるのを二年を目途に改めること等の修正を行う必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、日本共産党より、寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務に代えて禁止規定を設けること等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和四年十二月八日

消費者問題に関する特別委員長 稲田 朋美

衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

目次

第一章 総則(第一条・第三条)

第二章 寄附の〇勧誘に関する規制

第一節 配慮義務(第三条)

第二節 禁止行為(第四条・第五条)

第三節 違反に対する措置等(第六条・第七

条)

第三章 寄附の意思表示の取消し等(第八条)

第四章 法人等の不当な勧誘により寄附をした者等に対する支援(第十一条)

第五章 雑則(第十二条・第十五条)

第六章 罰則(第十六条・第十八条)

附則

第二章 寄附の不当な勧誘の防止

第一節 配慮義務

(寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務)

第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に〇配慮しなければならない。

一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。

二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族(当該個人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。)の生活の維持を困難にすることがないようにすること。

三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の使途について誤認させるおそれがないようにすること。

第二章 寄附の勧誘に関する規制

第一節 禁止行為

第二節 違反に対する措置等

(報告)

配慮義務の遵守に係る勧告等

第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれ著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、前二条の規定の施行に關し、特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、**第三号各号に掲げる事項に係る寄附の勧誘に關する業務**の状況に關し、必要な報告を求めることができる。

○禁止行為に係る報告

○勧告及び命令

第七条 内閣総理大臣は、第四号及び第五号の規定の施行に關し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に關する業務の状況に關し、必要な報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四号又は第五号の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ、

12³ 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

13⁴ 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(権限の委任)

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第二節及び前条の規定による権限(同条の規定による権限にあつては、国務大臣に対するものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第十六条 第七号第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以

下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 第六号〇の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四号(第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第八号(第四号第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定 消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に關する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第五十九号)の施行の日

二 第五号、第二章第二節及び第六章の規定並びに附則第四号の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(別紙)

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に關する法律案に対する附帯決議
政府は、両法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に關する法律附則第五号の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。

二 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに行政措置の基準を示すとともに、配慮義務の内容についても具体例を示すなどして周知すること。

三 効果的に取消権の行使や配慮義務規定の活用ができるようにするため、政府は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に關する法律案(以下「新法」といふ。)及び消費者契約法改正案の国会における審議を踏まえて、その解釈について、十分な周知をすること。

四 禁止行為の違反に対する法人等への勧告・命令を有効なものとするため、罰則の適用に当たっては、実行者のみが制裁対象となることがないよう併科規定を設けた趣旨を踏まえ、新法の規定内容・趣旨について、関係機関等に対して周知すること。

五 悪質な勧誘行為を受けたことにより、取消権又は債権者代位権を有している者が、実際にはその取消権又は債権者代位権を行使することができない事態が生じないよう、きめ細かな相談体制を構築するとともに、相談体制の整備に留まらず、権利行使の実効性確保に必要な支援措置を十分に講ずること。

六 親権者が寄附をしている場合には未成年の子が債権者代位権を行使することは困難であることから、未成年者の子の援助を充実すること。

七 法テラスの活用については、相談体制を整備するとともに、被害回復に向けた返還請求訴訟等につなげるよう、利用者にとって必要な支援措置を十分に講ずること。

八 親族間の問題、心の悩み、宗教二世を含む子どもが抱える問題等の解決に向け、法的支援にとどまらず、心理専門によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなど、の支援体制を構築すること。

九 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに条文解説、Q & Aなどを作成し、

ホームページ等において公表すること。また、禁止行為の違反に対する行政措置については、当該措置が十分に機能するよう体制を整備すること。

十 消費者契約法については、行政措置を導入して民事ルールと相まって被害の防止・救済を実現しようとする新法の意義や配慮義務その他の規定に係る新法の成立過程における国会での議論も踏まえて、第二百八回国会における附帯決議で求められた、同法の消費者法令における役割を多角的見地から整理し直した上で、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方についての検討をすすめること。

十一 消費者契約法第四十条により、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、適格消費者団体に対し提供する消費者紛争に関する情報を内閣府令で定める際には、消費者取引に關連する幅広い情報が提供できるよう検討すること。

十二 独立行政法人国民生活センターは、独立行政法人国民生活センター法第四十二条第二項による公表について、消費者被害の拡大を防ぐため、事業者の名称を迅速に公表することができるよう体制を整備すること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

（配本） 本号一部
送 一
料 〇〇円
別 〇